

■議案第71号 小久保川上池災害復旧工事請負契約の締結について

【要旨】

平成 29 年 6 月の梅雨前線豪雨により被災した小久保川上池の災害復旧工事について、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	小久保川上池災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 西原 地内
契 約 の 金 額	84,370,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,670,000 円)
契 約 の 相 手 方	住所 四万十町若井字若松 40 番 8 氏名 有限会社 トシマ建設 代表取締役 山野上 貴之
工 期	議決日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日
工 種	ため池災害復旧工事
事 業 量	堤体工 L=88.0m (掘削・埋戻し・盛土 一式) 堤体付帯工 遮水シート設置工 一式 取水施設工 取水施設 一式 洪水吐工 洪水吐工 一式 土取場工 掘削・残土処理 一式 仮設工 仮設道路工 一式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は
製造の請負とする。